

# 資料紹介 ヨーロッパ連合（EU）の学童保育政策

## －社会権としての学童保育と女性の労働市場参加

武田宏（元大学教員）

### 1. はじめに－学童保育政策の視点

日本の学童保育をめぐる現状と政策について概説したい。

第1に、昨年の出生数が72万人であったことが発表された（2月末）。1973年の約209万人以降減少傾向になり、安倍政権下で子ども・子育て支援策が進められたものの2016年に100万人を割り込み今日に至っている。第2に、岸田内閣で策定された「こども未来戦略（2023年12月閣議決定）」では、「『加速化プラン』を実施することにより、こども一人当たりの家族関係支出を見て、我が国のことども・子育て関係予算（GDP比で11.0%）は、OECDトップ水準のスウェーデン（15.4%）に達する水準（一定の前提を置いて試算すると16%程度）となり、画期的に前進する」と記載されていた。

第3に、こども家庭庁が発足しこども基本法も制定されたが、学童保育は「放課後児童健全育成事業」（改正児童福祉法第6条の3第2項）に規定される「事業」のままである。同法第7条に規定される児童福祉施設ではない。そして、住民に身近な市町村の必須事務ではない（同第21条の10）。国・自治体の学童保育への公的責任が明確とならないとともに、営利団体も運営団体としている。こうした状況のもと、こども家庭庁は「放課後児童クラブ運営指針」を改定した（1月）。

### 社会権としての学童保育

これまでわが国の学童保育の国際比較については池本美香編著（2009）、松村祥子・野中寛治編（2014）がある。また増山均

（早稲田名誉教授）は国際比較の視点として(1)法制度・政策、(2)行政の関与・主管官庁、(3)実践の質の確保、職員・指導者の位置づけ・待遇、(4)当事者の参加・関与、(5)理念の5点を指摘している<sup>1</sup>。

EUは人口約4億5千万人であるが連合体だけに国ごとに社会政策の差異があり2006年に出された報告書では「学齢期の子どもを対象とした保育政策はデンマークやスウェーデンなどの数カ国例外があるもののEUの多くの国々では発展途上にあるか、あるいはまだ整備されていない」とされていた（Eurofound, 2006, p. 69）。しかし現在では学童保育の政策理念を、ワークライフバランスの是正による女性の労働市場参加、社会経済状況の悪い地域の成長促進する施策として位置づけ、学童保育を「ヨーロッパ社会権規約（European Pillar of Social Rights）の一環として整備しよう」としている。今回紹介するユーロファウンドの文献は学童保育を社会権として整備しするため、加盟の27ヶ国政府にからのデータである。

それに関連し、日本も加盟している海外経済協力機構（OECD）はヨーロッパ連合（EU）の動きをうけ、学童保育制度にかかる統計資料を出し始めている。以下、まず、OECD学童保育統計を紹介し、その次にEUの学童保育政策を紹介してみたい。

### 2. センターを拠点とする就学時間外サービス（OECD統計）

さてOECDは主として先進国が加入し

1 増山均（2015）32ページ。

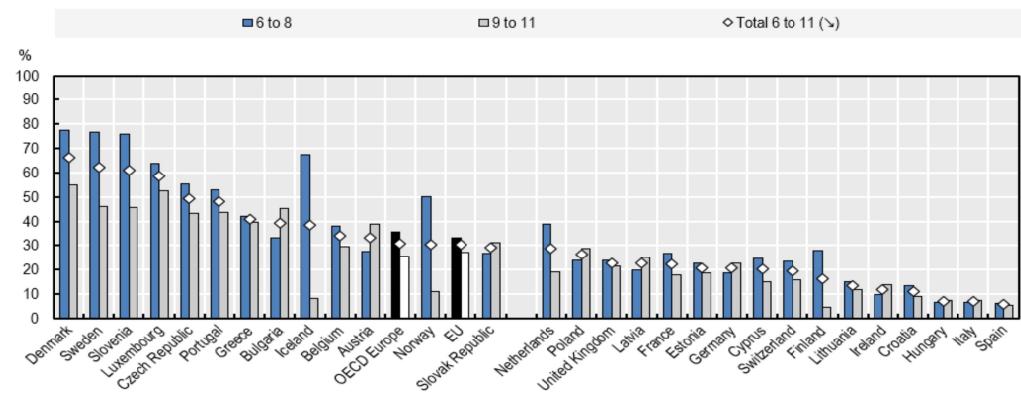
ており、日本は2024年に岸田首相（当時）が議長となっている。家族データベース（FDB）のなかに「センターを拠点とする就学時間外サービス（Out-of-school-hours services (OSH)）」がある。この統計のうち保育・幼児教育についてのデータは1980年代から公表されてきたが、学童保育のデータは2019年から始まった。

この統計の大きな特徴はヨーロッパ諸国データが集められている一方で、日本、アメリカ、オーストラリア、カナダなど先進主要国が含まれていないことである。

#### OECD統計では就学時間外ケア（OSH）

図1 2019年の学童保育所登録率の比較(6～8歳、9～11歳、6学年全体)  
Chart PF4.3.A. Participation rates in centre-based out-of-school-hours services

Proportion (%) of 6- to 11-year-olds using centre-based out-of-school-hours (before and/or after school) services during a usual week, by age group, 2019 or latest



(出所) <https://www.oecd.org/en/data/datasets/oecd-family-database.html>

また原則として少なくとも「ケア」の要素を含むサービスのみが含まれる(at least some ‘care’ element)。音楽レッスンやスポーツクラブなど、子どもの余暇を完全に目的とした活動(activities aimed entirely at child leisure)は含まれない)。」としている<sup>2</sup>。

就学時間外(OSH)サービスは学校の始

とされ、各国での事業・名称は異なるようであるが、その定義を書きたい(後掲のEUの定義は若干ことなる)。

「センター」を拠点とする就学時間外サービスは次のように説明される。「一般的に学校へ通う子どもたちのために、学校の授業時間外(つまり始業前および/または放課後)にセンターを拠点として提供されるサービスと定義される。またこれらのサービスは学校に併設されていたり、学校と同じ場所で提供されている場合もあれば、そうでない場合もある。

業前、昼休み(ランチ)、放課後、そして学校が休みの間、子どもたちに様々な活動を提供する。これらのサービスは学校施設(school facilities)や青少年センター(youth centres)を拠点とすることが多いが、必ずしもそうとは限らない。これらのサービスは宿題やレクリエーションに時間を費やす子どもたちに活動を提供すると同時に、保

2 松本遼子は「オーストラリアでは小学生を対象とした保育を学校外保育(Out of School Hours Care: OOSH/Outside School Hours Care: OSCH)と呼ぶが、これは日本の学童保育にあたるため、学校外保育を「学童保育」と呼ぶこととする」と述べている(同「オーストラリアの学童保育における保育計画のプロセスと記録に関する報告」『学童保育』第12号,85ページ)

護者が学校と労働時間をより適切に調整できるよう支援する、とされる。

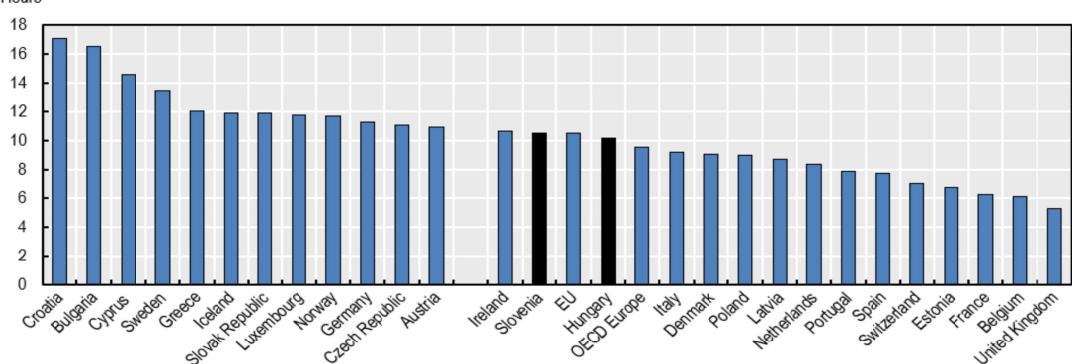
図1（PF4.3A）は OSH の登録率を 6 歳から 8 歳（日本でいえば小学校 1 年生から 3 年生）、9 歳から 11 歳（同 4 年生から 6 年生）に区分して国際比較したものである。☆マークは 6 学年全体となっている。低学年（6 歳から 8 歳）の登録率をみるとデン

マーク、スウェーデン、スロベニアが 70 %以上と高く、チェコ共和国、ブルガリアなど東欧諸国がつづく。主要国の中ではイギリス 23 %、フランス 23 %、ドイツ 21 %となっている。なおイタリア 7 %、スペイン 6 %であるが OSH 以外の居場所・青少年活動センターがあるのかどうか、今後調べる必要がある。

## 図2 通常の一週間に学童保育を利用する時間の比較

Chart PF4.3.B. Average hours in centre-based out-of-school-hours services during a usual week

Average hours in centre-based out-of-school-hours care services during a usual week among those using at least one hour during a usual week, 6- to 11-year-olds, 2019



(出所) 図1と同じ: <https://www.oecd.org/en/data/datasets/oecd-family-database.html>

第2に図2（PF4.3B）は 6 歳から 11 歳までの児童が、通常週におけるセンターでの時間外サービスの平均利用時間、通常または典型的な週において、センターでの時間外サービスに 1 時間以上利用した場合の平均利用時間である。クロアチア、ブルガリアが週 15 時間以上利用しており、続いてキプロス 15 時間、スウェーデン 14 時間、ギリシャ 12 時間、スロバキア 12 時間、ルクセンブルグ 12 時間、ノルウェー 11 時間、ドイツ 11 時間、チェコ 11 時間、オーストリア 11 時間、RU 平均 11 時間等の順となり、フランス 6 時間、イギリス 5 時間は比較的短くなっている。

なお、この他に社会経済的グループ間の OSH サービス利用における差異を強調するため所得レベル別および、母親の教育レベル別の OSH サービス利用に関する 2 つ

の統計もあるが省略させていただく。

### 3. EU の学童保育政策

次にユーロファウンド研究所が発刊した調査報告書『学童保育：供給と公共政策』（2020 年）の結論部分を紹介したい。ユーロファウンド研究所は EU の資金提供受け、労働生活分野の調査研究をおこない、EU に政策提言を行っている研究機関である。所在地はアイルランドの首都ダブリン市にある。

先にみた OECD 統計では OSH という用語を用いていたが、EU では学校外ケア OSC (Out-of-School Care) という名称を使っている（脚注、参照）。

学童保育政策<sup>3</sup>：ワークライフバランスの一環として

欧州委員会はヨーロッパ社会権規約において、労働市場における女性の労働参加に対応することを主な目的として、親や保護者のワークライフバランスに関するイニシアティブを開始した（欧州委員会、2017年）。この提案は2019年6月に欧州連合理事会によって採択され、この指令は労働市場における女性の参加と、家族関連の休暇や柔軟な勤務形態の利用を促進することを目的としている。…（中略）…これには育児休暇から復帰した女性を含む、親や保護者に対する差別や解雇からの保護を確保することが含まれる。欧州委員会の主要優先分野の1つは、保育と長期ケアの質、適切な保育料、利用しやすさを改善することである。欧州理事会は育児と家庭生活・職業生活との関連性について、「バルセロナ目標」（2002年）で取り上げたが、これらの目標は義務教育開始まで乳幼児を対象とした保育サービス拡充を目的としたものであった。そのため就労に適した利用しやすい学校外ケアは、平等な労働市場参加を拡大する手段である（以下、下線は筆者の強調部分である）。

### 『報告書』結論部分（抄訳）

しかしワークライフバランスに焦点を当てた新たな研究では、親の就業スケジュールに合わせた学校外ケア供給がより適切になされることで、親がキャリアを計画し仕事により集中できるというポジティブな影響があることが示されている。学校外ケアの利用可能性の向上は、働く親の余暇時間の増加にもつながる。これまで学校外サービスが子どもの発達に与える研究が主に行われそれは実証されてきた。近年では特に女性の労働市場への参

加、より広義にはワークライフバランスに関する議論が大きくなってきてている

オーストリア、チェコ、ドイツ、アイルランド、マルタ、スロベニア、英國など多くの国々では両親の労働市場への参加と両親（特に母親）の雇用機会の平等が議論の中心となっている。またデンマーク、ノルウェー、スウェーデンなどの北欧諸国、さらに中欧においても、この議論の中で新たに浮上している問題として子どもの権利の問題がある。クロアチア、エストニア、リトアニア、ポーランドなど学校外ケアがまだ十分に確立されていない国々では学校外ケアが子どもの社会経済的環境の改善に与える潜在的な影響に焦点が当てられている。

学校外ケア供給における最も明確な格差は、就学年齢の子どもたちのための義務教育時間帯と、親の就業スケジュールとの間にギャップがあることである。

次ページの図（Figure 2）「一週間当たりの公的学校外ケアと一週間あたりの両親の労働時間：EUとイギリスをご覧いただきたい。

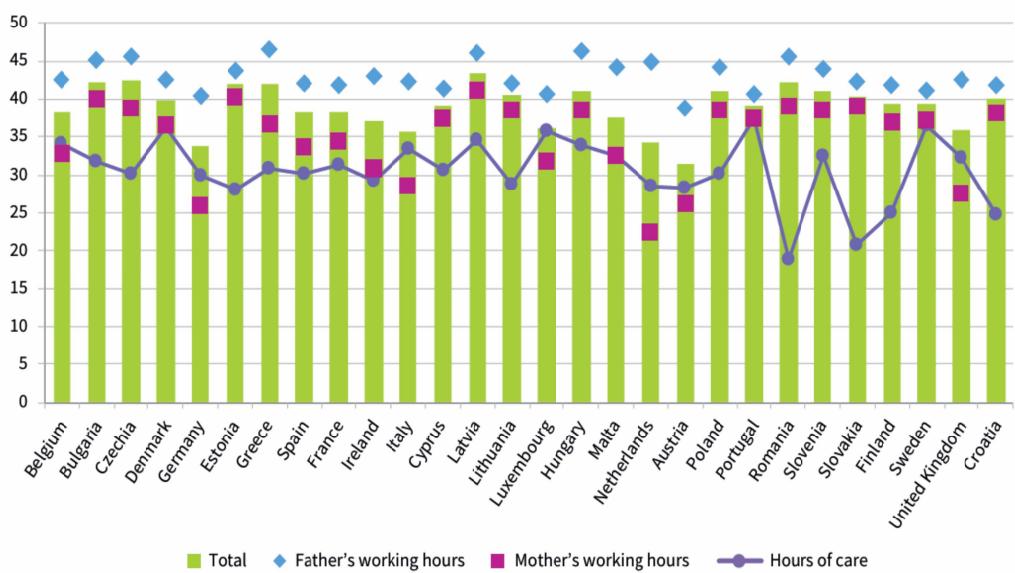
ほとんどの国でギャップがあるがルーマニア（図右から7つめ）、スロバキア（図右から5つめ）、クロアチア（一番右）など中央および東ヨーロッパの多くで、学校外ケアサービスの時間が短く母親／父親の労働時間とのギャップが際立って大きい。

次いでエストニア（左から6番目）、フィンランド（右から4番目）、チェコ、ギリシャでも学校外ケア提供と母親／父親の労働時間との顕著なギャップがみられる。他方でスウェーデン、デンマーク、オランダでは親と学校の時間帯でバランスがよく保たれている。またイタリア、ルクセンブルク、ポルトガルではギャップは見られない。

3 EU各国では「放課後ケア」（Forsberg and Strandell, 2007）、「学校外（out-of-school）」サービス（IBEC, 2016; OECD, 2016）、「学齢期ケア（school-age care）」（Harms, 2013）、「包括的ケア（wraparound childcare）」（UK Government, 2017）などが用いられているが、この本報告書ではすべて学校外ケアサービスとして扱う。

図 3

Figure 2: Average weekly hours of formal care and average weekly working hours of couples, EU27 and the UK



Notes: Average weekly hours of formal care based on couples with a minimum compulsory school-age child to 12 years. Average weekly working hours of couples based on couples whose youngest child is aged 7 to 12 years. Data based on heterosexual couples only.

Source: EWCS 2015; EU-SILC 2016

親の就業時間と義務教育時間とのギャップは性別による要素が強く、母親の方がスケジュールが合わないことによる困難をより多く経験している。母親の就業時間とフォーマルな保育の週当たりの時間を比較すると、最も大きな格差が見られるのはスロバキア、クロアチア、エストニア、フィンランド、リトアニア、ルーマニアである。

データによると平均して母親の就業時間は父親より短いものの、それでも子どもがフォーマルな保育プログラムで過ごす時間よりもかなり長い。利用可能な保育サービスがないばい働く母親はインフォーマルなケアの利用からパートタイム就労に切り替えるなど、さまざまな代替策を迫られる。また女性の就業の安定性、経済的自立、キャリアの機会を考慮して、個人的な調整を行う場合もある。大半の国では学校外ケアの利用に関するデータが少なくともいくらかはあり、まったく情報がない加盟国は5カ国のみでした。また12カ国では学校外ケアに登録する児童の割合が50%を超えており、最も利用率が高いのはポルトガル、スロベニア、デンマーク、フラン

ス、スペインです。利用率が25%以下の国はオーストリア、キプロス、アイルランドである。

### 夏期休暇中の 学校外ケア

夏期に学校外ケアを利用する児童の数に関する情報・データがあるのは、オーストリア、ベルギー、キプロス、フランス、マルタ、スウェーデンの6ヶ国のみである。またほとんどのばい夏期の学校外ケアサービスの利用はそれ以外の時期に比べてはるかに少ない。

放課後のレクリエーション活動(スポーツ、レジャー)は、放課後の教育活動よりもはるかに高い人気を誇っている。しかし多くの国々における全日制学校への改革により、こうした活動に充てられる時間が減少している。放課後サービスを利用する際には、さまざまな障壁があるが、その中でも特に国の規模に関わらず、地域差が最も大きい。ほとんどの国々では、地方に住む保護者は学校外ケアサービスを利用することが難しく、これは往々にして交通手段の不足に関連している。保育料も大きな障壁であり、組織の資金調達や低所得の親に影響を与えている。利用資格

は学校外ケアサービスを利用する際の大きな障壁とは考えられていない。

### 学校外ケアの質

最後に学校外ケアサービスの質も、親が子どもを学校外ケアに登録するかどうかの判断に影響を与えている。子育ての責任が学校外ケアへの参加の障害となっているという意見も聞かれた。チェコでは一部の保護者は年長の子どもに年下のきょうだいたちの世話をさせたり、保護者が仕事をしていない間は子どもを家にいるようにさせたりしている。また多世代家族の場合、家族内で子どもの世話をすることが可能であれば、保護者は子どもを外部で預ける必要を感じない。このようなばあい学校外ケアサービスへの参加は親にとって不要であると認識される。一部の親は子どもに提供される活動に興味を示さないため子どもを学校外ケアに登録させない、と報告している。エストニアでは調査対象となった子どもの 25 ~ 30%が学校外ケアに参加していない理由として、「興味がないこと」と「時間がないこと」を挙げている。

学校外ケアサービスの利用可能性とリーズナブルな保育料は、働く親にとって引き続き大きな課題となっている。

しかし学校外ケアの質も親がインフォーマルな子育てよりも公式の保育を選択するかどうか、あるいは保育施設を利用しないかどうかを決定する上で重要な要素となる。2019 年 12 月現在学校外ケアの質を評価するための合意された基準は定められていないため、これはサービス提供者や学校外ケアの設置責任者が学校外ケアのモニタリングや評価を行う際に役立つ。さらに保護者は情報を得た上でサービス選び、決定する機会を得ることになる。

学校外ケアの供給と利用を促進するための政策に関してはオーストリア、デンマーク、フランス、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポルトガルが「終日」または「延長」学校という包括的な用語のもとづく、おそらく

初めての独自な政策パッケージを導入している。学校外ケアを通常の学校スケジュールにより密接に結びつけることは非に関する議論は現在も続いている。一方ではより緊密な連携により、ロジスティクスや教職員の確保など、さまざまな理由からより容易にケアを組織化できるようになる。他方ではおそらく学校外ケアと通常の学校との間に一定の距離があることで、子どもたちにより余裕が生まれ、学校外ケアに独自のアイデンティティが生まれる。

ベルギー、フランス、ドイツでは主に教育に焦点を当てた政策が展開されているがクロアチア、チェコ、フィンランドでは労働市場への参加とワークライフバランスを促進する政策が展開されています。ベルギー、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、オランダ、スウェーデンでは、政策立案者の議題に学校外ケアの質という側面がより頻繁に登場するようになっている。保護者が学校外ケアの質が低いと認識している場合学校外ケアを利用せず、別の保育施設を探すという判断に影響を与える可能性があります。関係者は学校外ケア領域で働く職員の労働条件が不十分であることについて、ますます声を大にするようになっており、これは教師と子どもの比率の問題と併せて、学校外ケアの労働力への大幅な投資の必要性を示唆している。

例えばドイツでは、2018 年 3 月の新政権合意の目的のひとつとして、2025 年までに小学校に通う子どもたちに学校外ケアの法的権利を導入することが掲げていた。ベルテルスマン財団の研究（2017 年）によると、この計画は連邦政府および地方自治体にとって財政的に大きな影響を及ぼすため学校外ケアと全日制学校のインフラ整備への投資額は 200 億ユーロを超える、さらに 72,000 人の養成された職員が必要となる。地方自治体はすでに養成された職員が不足していると主張しており、その質を確保する方法がないため学校外ケアの法的権利を確立することは困難である。

## 加盟国への政策指針（結論）

- 1) 加盟国および英国、ノルウェーに適用できる共通の広義の学校外ケア定義について合意することをめざす。その際各国の状況の違いを尊重する。そのような合意はすべての政策立案者および利害関係者にとって学校外ケアとは何か、学校外ケアが何を包含するのかについての理解を大幅に深めることになる。
- 2) 就学年齢の児童をもつ親の標準労働時間と義務教育時間との相容れない関係を考慮し、一般的の働く親、特に働く母親への潜在的な影響について考察する。
- 3) 新たな形態の雇用（時には不規則で予測不可能な労働時間と関連している）を、養成制度制度内により固定化され、形式的な時間と整合させる方法を検討する。
- 4) 学校外ケアと保護者のワークライフバランスとの関連性に関する研究を推進し、支援とともに学校外ケア供給の改善がもたらす潜在的な影響を検討する。とりわけ農村地域や社会経済的地位の低い家庭の子どもを対象に、学校外ケアの利用を促進する方法を見出す。
- 5) 保護者が学校外ケアサービスを利用する動機や学校外ケアの利用を妨げる障壁について、提供者と政策立案者の理解を深め、代替策を見出す。
- 6) 学校外ケアの質の確立とその維持にいっそう注意を払う。その第一歩として一連の基準に合意することは、関係者全員が学校外ケアを監視・評価し、保護者がどのタイプのサービスを選ぶかについて、十分な情報を得た上で決定する上で、確実に役立つであろう。
- 7) 学校外ケア 職員の労働条件により多くの注意を払うべきであり、これは提供されるケアの質に大きく影響する要因であり、学校外ケア

の利用率を決定する重要な要因のひとつである。

## 4. まとめにかえて

以上 OECD の学童保育統計、EU の学童保育政策について資料紹介をしてきた。

EU では学校外ケア（OSC）をヨーロッパ社会権規約に定め、育児休暇から復帰した女性を含む、親や保護者に対し学校外ケア＝学童保育を位置づけようとしているのである。特に女性のワークライフバランスを是正することに力点が置かれている。この点に関しては日本ではいまだに学童保育の国・自治体の公的責任が明確となっていないことと対比される。

そして学童保育（学校外ケア）質について職員の労働条件が関わっていることを結論部分で強調している。保護者の労働権と学童保育を通じた子どもの生活・発達を促進する学童保育政策と評価できる。

なお、本文では十分紹介できなかつたが、ユーロファウンド研究所では経済的不利益を抱える地域の学童保育としてドイツ、イギリス、エストニア、ポルトガル、エストニアについてなどの報告書を出していることを付け加えたい。

## 5. 付論 主要国の公的支出統計

以上 EU の学童保育政策を紹介したが、日本を含めた主要国の家族関連の公共支出についての統計を 2 つ見ていただく。一つ目は OECD 家族統計のうち対 GDP 比での「家族への公共支出」であり、1990 年から 2019 年までを示したものである。うち、次ページの図のうち、図 4-1 は家族への公共支出全体を、図 4-2 はそのうちサービス給付（通例「現物給付」）の経過を示す。

している<sup>4</sup>。

### 家族への公共支出推移

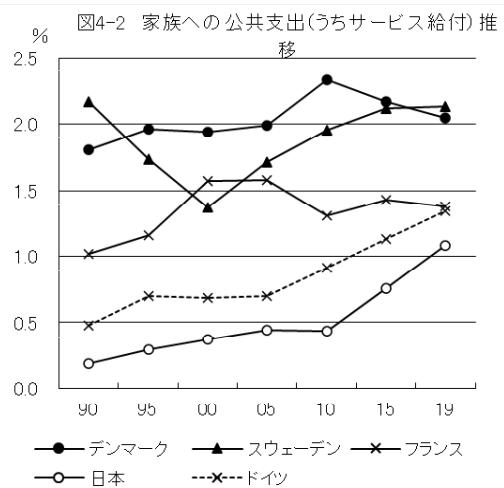
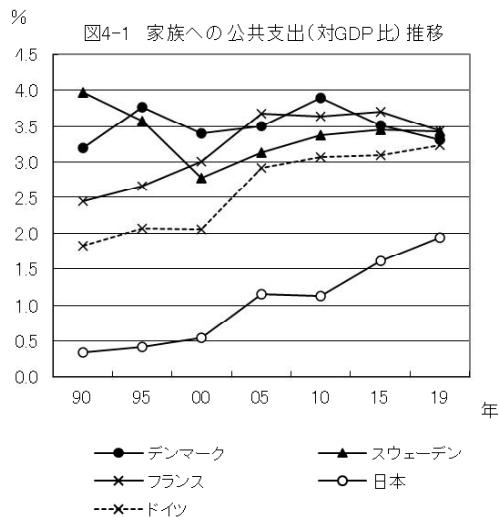
日本は 1989 年に合計特殊出生率が 1.59 となったことをきっかけとして少子化対策を始めているためスウェーデン、デンマーク、ドイツ、フランスの 30 年間の指標をみた。当時スウェーデンは出生率が 2.1 であったことで国際的に注目された。ところがスウェーデンの家族への公共支出は 90 年に約 4.0 であったが 95 年 3.6、2000 年 2.8 と低下している。世界経済の情報化シフトによりスウェーデンの製造業が後退し失業率が 10 % を超える期間であった（合計特殊出生率も低下している）。21 世紀以降は回復し 19 年には 3.4 % と回復している。

デンマークは 90 年 3.2 %、95 年 3.8 %、以降 3.5 パーセント台を続けている。図 4

- 2 に示されているが、公共支出のうちサービス支出の対 GDP 比がほぼ 2 % であることが特徴である。他方でフランスは 2000 年の 3.0 % をはじめとして増え 05 年以降はデンマークとほぼ同じ水準となっており「少子化対策」が充実したといえよう。とはいってもサービス給付の水準はデンマークより若干低く 1.5 % 程度となっている。

次にドイツであるが 2000 年以降に急増し 05 年以降は 3 % を超える水準となり、デンマーク、フランス、スウェーデンと同じ水準となっている。サービス給付は 2010 年までは 1.0 未満と高くない。

日本の指標をみると、社会福祉労働者の賃金・労働条件に係わる「サービス給付」については日本は低位にとどめられたが、2010 年頃から上昇していることが示された。



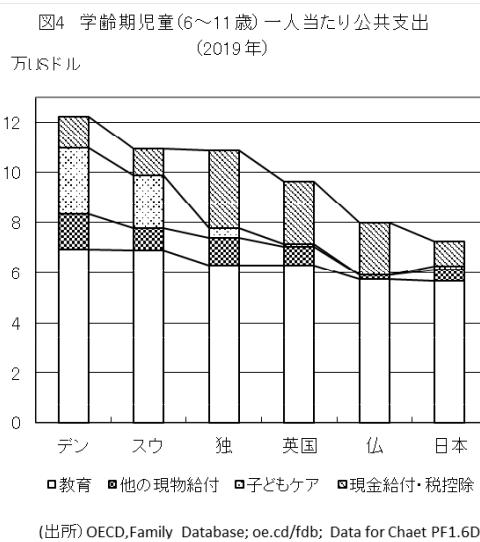
### 学齢期児童一人あたり公共支出額

学齢期児童一人当たりの教育、子どもケアなどの公共支出額についての統計であり、学童保育財政支出関連すると思われる。OECD 家族データベースでは子どもへの公共支出について(1)乳幼児期(0 ~ 5 歳)、(2)学齢期前期(6 ~ 11 歳)、(3)学齢期後期児童の年齢区分で、子ども一人当たり公共支出が示されている。

乳児期(0 ~ 5 歳)向けには親の産休・育児休業に関する手当、保育所・幼稚園

4 二宮厚美 (2012) が現金給付・現物給付についての説明をしている。

(childcare) の公費支出が含まれる。



それに対し学齢期の児童のばあい、図5の一番下の教育（Education）が最大の費目である。下から2番目のその他の現物給付（Other benefits in kind）、下から3番目の「子どもケア（Childcare）」、一番上の現金給付及び税控除（Cash benefits and tax breaks）の4種類に分かれている。前ページの統計ではサービス給付・現金給付の2つに分けとあるが、この統計では現物給付について(1)「教育」、(2)「その他の現物給付」、(3)「子どもケア」の3つに区分してありより具体的な統計となっている。

なお図4の基準となるのは各国の物価水準を調整した購買力平価（PPP）換算のUSドルとなっている<sup>5</sup>。

図4をもとに説明すれば学齢期児童一人当たり公共支出総額は年間デンマーク 12.2万ドル、スウェーデン 10.9 万ドル、ドイツ 10.9 万ドル、英国 9.6 万ドル、フランス 8.0 万ドル、日本 7.2 万ドルとなって

いる。

次に、順不同となるが学童保育に関係している「子どもケア」はデンマーク 2.6 万ドル、スウェーデン 2.1 万ドルに対し、日本は 1200 ドルであり 10 分の 1 以下となっている。購買力平価（2024 年）は 1 ドルおよそ 100 円であるので、非常に粗い試算となるが、デンマークでの児童一人当たりのケアサービスの公共支出は 260 万円、同じくスウェーデンでは 210 万円に対し、日本の学齢期児童一人当たりケアサービス公共支出は 12 万円となっている<sup>6</sup>。なおケアサービスはサービスを受けない児童も含めた統計である。

他の現物給付はデンマーク 1.4 万ドル、スウェーデン 0.9 万ドル、ドイツ 1.1 万ドルイギリス 0.8 万ドル、フランス 0.2 万ドル、日本 0.5 万ドル。学齢期児童向け現物給付の具体例を調べる必要がある。

最後に現金給付・税控除については、ドイツ、英国、フランスでは現金給付または税控除の割合が高い。このデータから推測できることとして、この3国は学童保育関連の放課後事業として保護者にバウチャー（利用券）を配布し、それをもとにサービスを使っていい方法を採用しているのではないかと思われることである。これも調べる必要がある。ちなみに二宮厚美（2012）は大阪市の教育・福祉バウチャーに触れている。

以上、付論では GDP 比で「家族への公共支出」統計の推移、またそのうち現金給付・税控除以外のサービス支出（多くの文献では「現物給付」と表現されている）をみてきた。冒頭に書いた、岸田内閣で策定された「こども未来戦略（2023 年 12 月閣

5 本稿執筆時点では教育費以外の費目について各国ごとに具体的示すことができないので、以下統計から分かることを指摘するにとどめる。

6 日本の学齢期児童一人当たりケアサービス公共支出額が少額であることは、日本政府が OECD 統計への資料提供方法にもあるかもしれないため、引き続き調べたい。

議決定)」でしめされた計画値を念頭に付論で統計表を試みた。

## 5 文献

池本美香編『子どもの放課後を考える：諸外国との比較でみる学童保育問題』勁草書房、2009年(フランス、ドイツ、スウェーデン、フィンランド、イギリス、アメリカ、オーストリア、韓国)

竹沢純子(2017)「国際機関動向 OECD Family Database の概要：家族政策とその成果に関する国際比較データベース」『社会保障研究』(国立社会保障・人口問題研究所 編) 2 (1), 119-121, 2017)

二宮厚美(2012)「福祉国家における学童保育の発展」(日本学童保育学会編『現代の学童保育』旬報社。「必要充足原則にもとづく現物給付の徹底」(p.34)と論じている。

増山均(2015)『学童保育と子どもの放課後』新日本出版社、262pp.

松村祥子・野中寛治編『学童保育指導員の国際比較：放課後児童クラブの発展をめざして』中央法規、2014年。イギリス、スウェーデン、フランス、オーストラリア、韓国、日本であり、名称、対象年齢、監督機関、利用人数、職員の名称、養成機関・期間、職員の勤務、運営主体などが比較されている。

O E C D 家 族 デ 一 タ ベ ー ス

<https://www.oecd.org/els/family/database.htm>

Eurofound (2020), Out-of-school care: Provision and public policy, Publications

(下記、サイトより入手できる)

<https://www.eurofound.europa.eu/en/publications/2020/out-school-care-provision-and-public-policy>

武田 宏

元：日本福祉大学・大阪府立大学教員

E-mail: h-takeda@js4.so-net.ne.jp

(2025年11月17日)